

## 第5 適正な管理体制の整備に関する原則

### 2. 管理責任者の選任等

- (1) 使用者は、この指針の内容を理解し実践する能力のある者を選任し、個人情報の管理責任者としての業務を行わせるものとする。
- (2) 管理責任者は、この指針の内容を理解し実践するとともに、個人情報の保護のあり方及びその実現に必要な手段に関する決定権限及び責任を有するものとする。
- (3) 使用者又は管理責任者は、個人情報の処理に従事する者の範囲及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせるものとする。

第5の2及び3は、OECDガイドラインの8原則のうちの「責任の原則」に対応するものであり、このうち第5の2は、個人情報の適正な処理を行うための責任体制の整備について定めたものである。

2の(1)及び(2)は、個人情報の処理に関し責任者を明確にするとともに、その責任者の権限及び責務を明確に定めることを通じて、個人情報の適正処理に関する責任体制の確立を図ろうとするものである。

「管理責任者」については、企業等の規模に応じて複数名を選任することを妨げるものではないが、個人情報の管理全般に責任を有する者である性格上、複数名を選任する場合には、それらの者間での役割分担を明確にすることが必要である。また、「管理責任者」は、特段の資格等を求められるものではないが、対外的に責任を持つことができる者という意味において、一定の役職にある者が選任されることが望ましいと思われる。

(3)は、個人情報の保護を図る上では、責任者の役割とともに、現に個人情報の処理に従事する者の役割が重要であることから、個人情報の処理における処理従事者の位置づけを明らかにすることを求めるものである。

なお、個人情報の処理に従事する者の権限等を定めるに当たっては、今日、企業等において個人情報の処理に従事する者については、その企業等のいわゆる正規の従業員だけでなく、派遣労働者や臨時職員等が従事する場合も考えられることに十分配慮する必要がある。